

彩の国さいたま人づくり広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例

令和5年2月8日
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、彩の国さいたま人づくり広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）における個人情報の適正な利用に関し必要な事項を定めるとともに、広域連合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、広域連合議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(準用)

第2条 広域連合議会の保有する個人情報の保護については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年埼玉県条例第51号。以下、「県議会条例」という。）の規定を準用する。ただし、同条例第1条及び第47条の規定は、準用しない。

(準用する場合の技術的読替え)

第3条 前条の規定により県議会条例の規定を準用する場合には、県議会条例中「埼玉県議会」とあるのは「彩の国さいたま人づくり広域連合議会」と、「県議会」とあるのは「広域連合議会」と読み替え、次の表の左欄に掲げる県議会条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第4項	埼玉県議会情報公開条例（平成11年埼玉県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）	彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例（平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号。以下「情報公開条例」という。）
第12条第2項 第3号	知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企	広域連合長、選挙管理委員会若しくは監査委員

	業管理者、下水道事業管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人	
第45条第1項	埼玉県個人情報保護審査会（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）第10条に規定する埼玉県個人情報保護審査会をいう。	彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第 号）第2条に規定する彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会をいう。
第51条	埼玉県個人情報保護審査会	彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会

附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。